

## 【フランス】 集団的消費者被害回復のための集団訴権制度の創設

海外立法情報課 服部 有希

\* 2014 年 3 月 17 日に、集団的消費者被害回復のための集団訴権制度が創設された。これは、消費者団体が、消費者に代わり、事業者に対する損害賠償請求訴訟を提起する制度である。

### 1 立法の背景

近年、商品の複雑化や販売方法の多様化により、消費者保護の強化は急務となっている。そこで、「消費に関する 2014 年 3 月 17 日の法律第 2014-344 号」が制定された。同法は、保険や電子商取引等の 10 の主題について定めている。本稿では、このうち、特に重要な集団訴権（*action de groupe*）について紹介する。集団訴権に関する規定は、同法第 1 条により改正された消費法典（*Code de la consommation*）に規定が置かれた。以下、条文番号は、全て消費法典のものである。

集団訴権は、消費者個人では訴訟が困難な少額の損害や算定し難い損害に関する集団訴訟制度の一種である。同制度に関する法案は、1980 年代から何度も提出されてきたが、今回、初めて採択された。類似の制度には、アメリカのクラス・アクション制度や、日本で 2013 年 12 月に創設された集団的消費者被害回復に係る訴訟制度がある。特に、日本の制度は、フランスの過去の法案に影響を受けたものである。

フランスの消費法典が定める集団的消費者被害回復制度には、集団訴権以外に、私訴権（*action civile*）や共同代理訴権（*action en représentation conjointe*）がある。私訴権は、消費者団体が、消費者全体を代表し、損害賠償請求訴訟を提起する制度である（L. 第 421-1 条以下）。しかし、ここで回復が図られるのは、集団的利益という抽象化された消費者全体の利益であり、個々の消費者の具体的な利益である個別的利益ではなかった。そのため賠償金は消費者団体に支払われ、消費者に分配されないという問題があった。一方、共同代理訴権は、消費者団体が 2 人以上の特定の消費者から授権を受けて、損害賠償請求訴訟を提起する制度である（L. 第 422-1 条以下）。これは、個別的利益の回復を図るものであったが、消費者に授権を促す手段が限定されていることや、消費者団体が消費者に大きな義務を負うことなどから、ほとんど利用されなかった。

### 2 集団訴権制度の概要

集団訴権は、従来 of 制度の問題点を克服し、個別的利益の回復を図るものである。

#### (1) 損害賠償請求訴訟の提起

集団訴権は、事業者による法的義務又は契約上の義務の不履行を原因として、同種の損害を受けた複数の消費者の個別的利益を損害賠償により回復する制度である。この損害賠償の請求訴訟を提起することができるのは、消費大臣及び司法大臣の認可を受けた全国規模の消費者保護団体（以下「適格消費者団体」）である。訴訟の対象は、

財物の販売又は役務の提供に際して消費者が被った損害である。また、日本と異なり、反競争的行為による損害も対象となる（L.第 423-1 条）。

#### (2) 2 段階型、オプト・イン型の手続

集団訴権制度は、責任判決と清算の 2 段階に分かれる。

第 1 段階において、裁判所は、事業者の責任を認める判決を下し、同判決において、事業者が賠償すべき消費者の集団を定義し、その集団に各消費者が参加するための基準を定める。同様に、各消費者の損害の内容及び損害額を決定し（L.第 423-3 条）、判決内容を集団に参加する可能性のある消費者に公告する方法（L.第 423-4 条）、消費者が集団に参加するための方法及び期限（公告から 2 か月以上 6 か月以内の範囲内）（L.第 423-5 条）、賠償の実施期限（L.第 423-7 条）を定める。なお、このような明確な参加の意思表示を要する方式は、上述の日本の制度も採用したオプト・イン型と呼ばれるものだが、アメリカの制度は参加の意思表示が不要なオプト・アウト型である。

第 2 段階において、事業者は、裁判所の判決に従い賠償を行う（L.第 423-11 条）。賠償金は、消費者団体が受け取り、消費者に分配される（L.第 423-6 条）。賠償の際に問題が生じた場合や事業者が賠償に応じない場合には、上述の責任判決を行った裁判所が再び判決を下す（L.第 423-12 条）。期限内に賠償が行われなかった場合には、適格消費者団体は、裁判所に強制執行を申し立てることができる（L.第 423-13 条）。

#### (3) 反競争的行為に関する集団訴権

反競争的行為に関する集団訴権の手続は、通常と同様である。ただし、訴訟の対象は、フランス、EU 加盟国又は欧州委員会の競争法を所管する機関又は裁判所の決定により確定した反競争的行為でなければならない（L.第 423-17 条）。集団訴権の行使の期限は、反競争的行為の確定から 5 年以内である（L.第 423-18 条）。

#### (4) 簡易手続及び調停

各消費者の身元及び数が判明しており、かつ、損害額が同額である場合には、簡易手続を行うことができる。簡易手続の場合、裁判所は、賠償の期限と方法を定め、事業者は各消費者に直接賠償金を支払うよう命じることができる（L.第 423-10 条）。

調停により損害賠償を行う場合には、適格消費者団体と事業者との合意により、消費者への公告方法、集団訴権への参加方法及びその期限を定め、裁判所がこれを承認する必要がある（L.第 423-15 条及び L.第 423-16 条）。

参考文献（インターネット情報は 2014 年 6 月 18 日現在である。）

- Loi n° 2014-344 du 17 mars 2014 relative à la consommation.
- Razzy Hammadi et Annick Le Loch, *Assemblée nationale Rapport*, n° 1156, 13 juin 2013.  
<<http://www.assemblee-nationale.fr/14/pdf/rapports/r1156.pdf>>
- Kami Haeri et Benoît Javaux, “L’action de groupe a la française, une curiosité,” *Semaine juridique édition générale*, n° 13, 31 Mars 2014, pp.586-589.
- 都筑満雄「集団的消費者被害の回復と不法行為法—近時におけるフランス法の展開を参考に—」『名古屋大学法政論集』254 号, 2014.3, pp.795-844.